

盛岡市市税条例の一部を改正する条例について

平成 24 年 2 月 15 日

財 政 部

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い、個人の市民税における退職所得の分離課税に係る所得割額の特例の廃止及び均等割の税率の特例的な加算を行うとともに、市たばこ税の税率を引き上げるほか、必要な規定の整理をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 個人市民税関係

ア 退職所得の分離課税に係る所得割の額から10分の1に相当する金額を控除する特例措置を廃止する。

イ 平成26年度から平成35年度までの各年度分に限り、個人市民税均等割に500円を加算する。

市民税均等割（改正前）3,000円 ⇒ （改正後）3,500円

ウ 東日本大震災に係る雑損控除額等の特例についての規定の整理を行う。

(2) たばこ税関係

市たばこ税の税率を引き上げる。

旧3級品以外のたばこ1,000本につき （改正前）4,618円 ⇒ （改正後）5,262円

旧3級品のたばこ 1,000本につき （改正前）2,190円 ⇒ （改正後）2,495円

【参考】

法人税の実効税率の引下げ等に伴う県と市との税金の増減を調整するため、県たばこ税の税率についてはそれぞれ同額の引下げが行われる。

3 施行期日

(1) 2-(1)-ア 平成25年1月1日

(2) 2-(2) 平成25年4月1日

(3) 2-(1)-イ及びウ 公布の日